

お知らせ

国民年金だより

被用者年金一元化法が 施行されます

平成24年8月に成立した「被用者年金一元化法」により平成27年10月1日から、これまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されます。

主な変更事項は、次のとおりです。

1. 年金相談に関する事項

注1 共済組合などが管理する年金記録のうち、平成27年10月以降に厚生年金を受ける権利が発生する被保険者及び受給者の方については、日本年金機構（年金事務所）の窓口においても年金相談が可能になります。

注1 国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を指します。

(1) 日本年金機構（年金事務所）で相談が可能となるのは厚生年金に限ります。（共済年金に関する相談は行えません。）

(2) 共済組合などが支払する厚生年金について、日本年金機構（年金事務所）で行える相談内容は次のとおりです。

① 受給者記録に関する照会

共済組合などが支払する年金について、年金額、年金額の変更理由、支払額などに関する照会

※年金額の根拠や改定に至った経緯などを確認される場合や加入期間の調査を依頼する場合は、決定・処分を行った各共済組合などに直接照会していただく必要があります。

② 被保険者記録に関する照会

共済組合などの加入期間を有する方からの被保険者記録（加入期間や標準報酬月額など）に関する照会

※共済組合などで管理する加入期間や標準報酬月額などの根拠を確認する場合は、各共済組合などに直接照会していただく必要があります。

③ 年金の受給資格の有無に関する照会

厚生年金保険法に基づき年金の権利が発生する方からの年金の受給資格に関する照会

2. 届書などの受付に関する事項

(1) 厚生年金に関する届書などについては、日本年金機構（年金事務所）又は共済組合などの窓口においても受付を行います。（ワンストップサービス）

(2) 「年金加入期間確認通知書」や「年金証書」など、他の実施機関に係る加入期間や年金額を明らかにする書類については、原則として添付が不要となります。

注2

① 平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金に限ります。

② 障害給付の届書などの一部の届書を除きます。

3. 年金の決定・支払いに関する事項

(1) 老齢厚生年金及び遺族厚生年金（長期要件）については、それぞれの加入期間ごとに各実施機関が決定・支払いを行います。

(2) 障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金（短期要件）については、それぞれ初診日又は死亡日に加入していた実施機関が他の実施

機関の加入期間分も含め年金額を計算し、決定・支払いを行います。

注3 厚生労働大臣（日本年金機構）、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を指します。

4. その他の事項

被用者年金一元化にあわせて次の事項も変更されます。

(1) 年金額について、これまでの百円単位（50円未満切り捨て50円以上切り上げ）から一円単位（50銭未満切り捨て50銭以上切り上げ）に変更されます。

(2) 年金の各支払期の端数処理について、各支払月に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた金額の合計額を翌年2月に支払われる年金額に計算します。

(3) 老齢厚生年金を受けている方が国会議員又は地方議会議員である場合、議員報酬の月額及び期末手当の額と年金の額に応じて、年金の一部又は全額が支給停止となります。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成27年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成27年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構（年金事務所）から、「社会保険料（国民年金保険料）控